

2024年5月29日 16時22分

東京法務局 訟務部

NO. 3770 F. 2

副 本

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告国) 国ほか1名

被控訴人兼控訴人(一審原告ら) 大川原化工機株式会社ほか5名

答弁書

令和6年5月29日

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

控訴人兼被控訴人(一審被告国) 指定代理人 舟水将利

西方俊平

杉田龍政

第1 控訴の趣旨に対する答弁	4
第2 本件要件ハの解釈に関する一審原告らの主張について	4
1 一審原告らの主張の要旨（一審原告ら控訴理由書第2の5・76ないし87 ページ）	4
2 一審原告らの本件公訴提起に係る前記主張は理由がないこと	5
(1) 本件要件ハの経産省の解釈について	5
(2) [REDACTED] 檢事が経産省の解釈と同様の解釈を採用したことは不合理とはいえないこと	8
(3) 本件要件ハの解釈に関する一審原告らの控訴審における新たな主張は理由がないこと	10
(4) 警視庁公安部が経産省に見解をねじ曲げさせたとの一審原告らの主張はおよそ想定し難いものであること	17
3 一審原告らの本件勾留請求及び本件に係る各勾留延長請求に係る前記主張は理由がないこと	18
4 小括	21
第3 本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性に関する一審原告らの主張について	21
1 一審原告らの主張の要旨（一審原告ら控訴理由書第3の4・103ないし109ページ）	21
2 一審原告らの主張は理由がないこと	22
3 小括	29
第4 損害額に関する一審原告の主張について	29
1 はじめに	29
2 刑事弁護費用全額が損害であると認めることはできないこと	29
3 一審原告らは、一審被告国に対する関係では相当因果関係のない損害まで主	

張していること	32
4 亡相鳴及び一審原告 [REDACTED] らの精神的損害について	33
第5 結語	34

一審被告国は、本書面をもって、一審原告らの控訴の趣旨に対する答弁をするとともに（後記第1）、一審原告らの令和6年2月29日付け控訴理由書（以下「一審原告ら控訴理由書」という。）に対して反論する（後記第2ないし第4）。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、一審被告国の令和6年2月29日付け控訴理由書（以下「一審被告国控訴理由書」という。）の例及び従前の例による。

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 一審原告らの一審被告国に対する本件控訴を棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、一審原告らと一審被告国との間に生じたものは第一審、第二審とも一審原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が一審被告国に送達された後14日経過したことを求める。

第2 本件要件ハの解釈に関する一審原告らの主張について

- 1 一審原告らの主張の要旨（一審原告ら控訴理由書第2の5・76ないし87ページ）

一審原告らは、[]検事が、前任の[]検事（以下「[]検事」という。）からの「引継ぎを通じて、「殺菌」の概念に関する経産省の見解等に変遷があったことを認識して」おり、「[]検事自身、本件要件ハ検査機関解釈を前提とした経産省の対応に疑問を感じるとともに、公訴提起直前にも、経産省による法令解釈が曖昧で、業界に通用していなかった実態の報告を受けたが、これら

につき警視庁公安部から具体的な説明を受けていなかった」とした上で、「通常の判断能力を有する検察官であれば、上記いずれかの段階で、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用するに至った根拠や、本件各噴霧乾燥器の該非判定に係る根拠につき、追加検査を行うべきと考えるには十分であった」にもかかわらず、これらの追加検査を行わずに、本件勾留請求等及び本件公訴提起を行っており、このことは合理的な判断過程に基づいたものとはいえず、国賠法上違法である旨主張する。

2. 一審原告らの本件公訴提起に係る前記主張は理由がないこと

(1) 本件要件ハの経産省の解釈について

本件要件ハを含む本件省令については、所管行政府である経産省が有権解釈権を有しているところ、同省の本件要件ハに関する解釈は、原審における令和5年9月8日付け被告国準備書面(5)(以下「一審被告国準備書面(5)」という。)第2の4(14ないし17ページ)で述べたとおり、以下の内容で一貫している。

ア 「滅菌」及び「殺菌」の定義について

本件省令2条の2第2項5号の2ハは、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、その文言上、「滅菌」又は「殺菌」の具体的な内容について規定していない。

この点、外為法48条1項、輸出令1条1項、本件省令2条の2第2項5号の2の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国の安全を維持すること等にあることからすれば、危険性の高い細菌等の微生物を用いて生物兵器を製造した後、当該細菌等の微生物について、これを製造した装置から除去したり、装置内の細菌等の微生物の伝染能力を破壊できたりすれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いといえる。

そのため、本件通達においても、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と規定しているところである（乙3・1116ページ、丙1・添付資料8枚目）。

イ 「殺菌」の方法について

本件省令2条の2第2項5号の2ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、「殺菌」の具体的方法については規定せず、限定していない。

この点、外為法48条1項等の趣旨が、前記アのとおり、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、方法を問わず、およそ危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられることから、輸出管理の必要性が高いといえる。

したがって、「殺菌」の方法は、物理的手法としての「乾熱殺菌」あるいは「乾燥殺菌」、すなわち、加熱乾燥空気で殺菌する方法を含むあらゆる方法が含まれると解釈されている（以上につき、甲148、丙24及び25、[]証人調書4及び5ページ）。

ウ 「殺菌」の対象について

本件省令2条の2第2項5号の2ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、「殺菌」の対象を全ての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求していない。

また、前記アのとおり、外為法48条1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、本件省令2条の2第1項で規定された細菌等を含む微生物のうち一種類でも当該装置で殺菌をすることができれば、当該特定の細菌等の微生物を用いた生物兵器の製造等を作業員の安全も考慮に入れながら実施できることからして、当該装置が生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いといえる。

したがって、「殺菌」の対象は、本件省令2条の2第1項で規定された細菌等を含む微生物のうち一種類でも足りると解釈されている（以上につき、甲148、丙24及び25、[]証人調書5及び6ページ）。

二 曝露防止構造の要否について

本件要件ハは、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、噴霧乾燥器が輸出規制の対象となるための要件として、曝露防止構造を有することまでは要求していない。曝露防止構造が備わっていなくても、曝露を防止するための方策は存することから（例えば、防護服を着用することや、物理的な封じ込めを行った施設内で噴霧乾燥器を使用すること等）、曝露防止構造を要件としていることは、本件要件ハの趣旨とも整合する。

また、外為法48条1項等の趣旨が、前記アのとおり、軍事転用可能な貨物等の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、曝露防止構造を備えていなくても、本件要件ハの文言のとおり、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌が可能でありさえすれば、作業者による製造前後のメンテナンスが可能となり、生物兵器の製造等への軍事転用が容易となってしまうことから、輸出管理

の必要性が高いといえる。

さらに、AG合意においては、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていることが、噴霧乾燥器の規制要件とはされていないところ（甲3・2及び8ページ）、我が国においては、AG合意を受けて、AG合意の趣旨を踏まえつつ、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール（抜け道）を作らずに安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて、輸出令や貨物等省令等を整備したものであることからすれば、本件要件ハの該当性の判断に当たって、AG合意にない曝露防止構造を有していることが必要であるとして、AG合意よりも規制内容を限定的に解することは、AG合意の趣旨とも整合しない。

したがって、曝露防止構造を備えていることは、外為法48条1項等に基づく輸出規制の対象となる噴霧乾燥器の要件ではない（以上につき、甲148、丙24及び25、丙A58、[]証人調書6ページ）。

- (2) []検事が経産省の解釈と同様の解釈を採用したことは不合理とはいえないこと

まず、経産省は、令和4年4月18日付け「争訟事件に関する資料の提供について（依頼）に対する回答について」（丙25）において、経産省が本件要件ハにつき前記（1）の解釈を採用していること、同解釈は、令和2年3月12日時点でも同様であり、その後、変更はないことを明記しており、それ以前に経産省がこれと異なる公的な見解や解釈を示した事実はないから、経産省における本件要件ハに関する有権解釈は一貫していたことが明らかである。一审原告らは、控訴審において新たに、警視庁公安部警察官と経産省担当者との打合せの内容を警視庁公安部警察官が記載したとするメモ（甲166の1ないし13、以下「経産省メモ」という。）を提出し、本件要件ハに係る経産省の見解等に変遷があったと主張するが、後記（3）ア（イ）

で述べるとおり、作成者や作成経緯が不明な経産省メモの記載内容の正確性は全く担保されておらず、経産省メモから直ちに警視庁公安部と経産省担当者との間で同メモに記載された内容のやり取りが存在したとは認められない。

この点をおくとしても、本件公訴提起時において、[] 検事が全ての経産省メモの内容を把握していたというのも一審原告らの推測の域を出ないものであり、さらに、後記(3)のとおり、経産省メモに記載された内容も経産省の有権解釈を公的に述べたものではなく、経産省担当者の個人的見解にすぎないと解されることからすれば、一審原告らのいう「「殺菌」の概念に関する経済産業省の見解等に変遷があった」という前提自体が誤っている。

また、本件要件ハに係る経産省の解釈は、前記アのとおり、本件省令の文言及び軍事転用可能な貨物の輸出管理を行うことで、我が国の安全を維持するなどといった外為法48条1項等の趣旨に整合するものであり、もとより正当である。そして、[] 検事は、本件通達（乙3）、警視庁公安部外事第一課長の照会に対する安全保障貿易管理課長による回答（丙3及び9）、安全保障貿易管理課課長補佐（当時）の供述調書（丙4及び10）といった信用性の高い証拠によって、本件要件ハに係る経産省の解釈を把握するとともに、それが正当な解釈であると判断して、経産省の解釈と同様の解釈を採用したのであって、その点に何ら不合理な点はない。

仮に裁判所が本件要件ハに関し、経産省の解釈と異なる解釈を採用しても、本件各事件に係る本件公訴提起時において、裁判所による明確な解釈が示されていない法令について、検察官が、あえて有権解釈権を有する経産省と異なる解釈を探る理由や必要性は見当たらない。他方、前記のとおり、本件要件ハに関する経産省の解釈は本件省令の文言や外為法48条1項等の趣旨に整合するのであるから、[] 検事が、本件公訴提起時において、本件

要件ハの解釈に関し、経産省の解釈を踏まえてこれと同様の解釈を採用したことが不合理であったといえないことは明らかである。

(3) 本件要件ハの解釈に関する一審原告らの控訴審における新たな主張は理由がないこと

ア 一審原告らの主張は前提自体に誤りがあること

(ア) 一審原告らは、新たに証拠提出した経産省メモ（甲166の1ないし13）や警視庁公安部警察官と検事の事件相談の内容を警視庁公安部警察官が記載したとするメモ（甲176の1ないし9、以下「検事相談メモ」という。）を根拠に、■検事が、第1事件の公訴提起の前において「殺菌」概念に関する経産省の解釈等に変遷があったことを認識していた上、■検事自身も本件要件ハの解釈に関する経産省の対応に疑問を持っていたなどと主張する（一審原告ら控訴理由書第2の5（2）ないし（5）・77ページないし87ページ）。

(イ) しかし、経産省メモ及び検事相談メモは、いずれも、作成者や入手経緯等が不明な文書である上、経産省担当者及び担当検事の関知しないところで独自に作成されたものと思われ、経産省担当者及び担当検事による記載内容の確認を経た形跡もないものである。そのような経産省メモ及び検事相談メモの記載内容の正確性は全く担保されておらず、これらメモの存在自体から、直ちに、経産省メモにあるような内容の警視庁公安部警察官と経産省担当者との打合せや、検事相談メモにあるような内容の警視庁公安部警察官と検事の事件相談があったとは認められない。

この点をおき、仮にこれらメモに記載されている内容を前提としたとしても、前記（2）で述べたとおり、本件要件ハに係る経産省の有権解釈は、一貫して前記（1）の内容であったものであり、そもそも一審原告らのいう「「殺菌」の概念に関する経済産業省の解釈等に変遷がみら

れる」という前提自体が誤っている。

法令は、様々な事案を想定して、ある程度一般的、抽象的に規定されているところ、本件に限らず、具体的な事案における法令の解釈においては、当該事案への適用に当たって疑義が生じ、事業者や関係機関などから所管行政庁に対して照会や問合せがなされたり、訴訟に至ったりして初めて、所管行政庁による有権解釈あるいは裁判所による確定解釈が示されることもあり得るのであって、所管行政庁に対する照会等がなされる以前から、細部にわたって全ての解釈が対外的に明示されていなかったからといって、「解釈が定まっていない」、「解釈が変遷している」とすべきものではない（一審被告国準備書面（5）第4の3（2）エ・39ページ）。

また、所管行政庁において、具体的な事案における法令の解釈及び適用に関し、事業者や関係機関からの問合せや照会が行われた際、仮に当該法令の解釈等に問題がなかったとしても、組織として回答するに当たっては、所管行政庁の担当者が、その回答内容の信用性や妥当性が後々に訴訟等で問題になることも想定して、事業者や関係機関に対し、所管行政庁の公式見解とは必ずしも合致しない様々な考え方をあえて提示した上で、仮にそのような考え方を探った場合に顕在化する問題点について検討を求めることが合理性があり、十分あり得ることである。

本件においても、経産省が、警視庁公安部から照会を受けて、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性について判断を行うに当たり、経産省担当者が、その判断の信用性や妥当性が後の刑事裁判等で争われることも想定し、より慎重かつ確実な判断を行うため、打合せにおいて、警視庁公安部に対し、本件要件ハの解釈につき経産省の有権解釈とは必ずしも合致しない様々な考え方をいわば個人的見解として伝えつつ、仮にこ

これら有権解釈とは異なる解釈を前提としたとしても、本件各噴霧乾燥器が規制対象に「該当」すると判断することができるだけの資料が揃っていた方が望ましいとの観点から、補充捜査等の検討を求めるることは何ら不自然なことではない（一審被告國準備書面（5）第4の3（2）工・45及び46ページ）。

本件要件ハに係る経産省の解釈は、警視庁公安部からの照会に対する回答（丙3及び9）や安全保障貿易管理課課長補佐（当時）の供述調書（丙4及び10）によって示されたものが全てであり、仮に同回答に至る過程においてなされた打合せにおいて、経産省担当者が同省の解釈とは異なる考え方を発言したことがあったとしても、それは、同人の個人的見解の域を出ず、これをもって、同省の解釈が変遷しているといえないことは明らかである。

- イ ■■■検事への検事相談メモの記載を前提としたとしても、その内容は、
■■■検事が本件要件ハにつき経産省の解釈と同様の解釈を採用したことの合理性に影響を与えるものではないこと
- (ア) 一審原告らは、平成31年4月28日付けの検事相談メモ（甲176の2）を根拠として、「■■■検事は、公安部から経産省捜査メモの提供を受け、遅くとも平成31年4月28日の時点で、経産省が本件省令の「殺菌」の定義を定めていないこと、経産省か経産省が（マ）当初本件省令に「欠陥」「不備」があると自認していたことや、本件要件ハ捜査機関解釈の採用や本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性につき当初否定的であったにもかかわらず見解を変遷させたことを認識していた」上で、「経産省が見解を変遷させた根拠、経産省の該非判定にかかる「理論武装」の有無を確認するように指示していた」ところ、「■■■検事は、■■■検事から本件の引継ぎを受けていた」ことから、「経産省が「殺菌」の定

義を定めていなかったことや、公安部との打合せの過程で、本件要件ハ 捜査機関解釈の採否や、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関する見 解を変遷させていたことを把握していた（少なくとも、容易に気付き得た）」などと主張する（一審原告ら控訴理由書第2の5（4）・82ページ）。

(イ) しかし、一審原告らが指摘する検事相談メモ（甲176の2）の「(9) 経産省の支え」という項目には、経産省担当者の態度に関し「当初は尻込みしていた」などと記載された上で、最終的に「該非の判断は公判で必ず弁護人がついてくる。それに経産省が耐えられるだけの理論武装を持っているかどうかを明らかにしてほしい。（経産省に調書をお願いしている段階である。）」などと記載されているところ、仮に同メモの内容を前提とすれば、■■■検事は、警視庁公安部に対し、捜査関係事項照会回答（丙3）における経産省の回答内容について、経産省がその理論的根拠を説明できるのかを確認するよう指示したものと読み取れる。そして、■■■検事が令和元年6月に東京地検公安部に着任し、本件を引き継いだ段階では、上記捜査関係事項照会回答を所管する安全保障貿易管理課課長補佐（当時）の供述調書（丙4）が既に作成されており、同供述調書（丙4）においては、上記捜査関係事項照会回答（丙3）に記載された本件要件ハに係る経産省の解釈や本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に係る経産省の見解について、その判断の根拠が詳細に説明され、上記■■■検事の指示に従ったものとなっている。

以上のとおり、仮に前記■■■検事への検事相談メモの記載を前提としたとしても、■■■検事の発言後、前記■■■検事の指示を踏まえた捜査が実施された結果、■■■検事が提起した問題意識には応えているといえ、この段階において、本件要件ハに係る経産省の解釈への疑義につながる

ものではなかった。

したがって、[■]検事への検事相談メモの内容は、[■]検事が本件要件ハにつき経産省の解釈と同様の解釈を採用したことの合理性に影響を与えるものではない。

ウ [■]検事への検事相談メモの記載を前提としても、その内容は、[■]検事が本件要件ハにつき経産省の解釈と同様の解釈を採用したことの合理性に影響を与えるものではないこと

(ア) 一審原告らは、検事相談メモ（甲176の4）に、[■]検事が「経産省の職員と被疑会社とのやりとりで、経産省は機械が該当となると把握していた訳なのに、申請が上がってこないことをおかしいと思わなかつたのか。」と発言したとする記載があることを指摘して、[■]検事が「[■]検事とは違う観点から、本件要件ハ検査機関(?)を前提とした経産省の見解の合理性に疑問を感じ、これを公安部に問い合わせていた」とから、[■]検事は、「本件要件ハ検査機関解釈を前提とした経産省の対応に疑問を感じ」ていた旨主張する（一審原告ら控訴理由書第2の5（4）イ・83ページ）。

また、一審原告らは、第1事件に係る本件公訴提起の前の令和2年3月24日、[■]警部補が、[■]検事に対し、「法令が曖昧で、他のメーカーは非該当と判断します」（証人[■]25及び27ページ）などと言った旨証言したこと及び同日のやり取りが記載されているとする検事相談メモ（甲176の7）に、[■]検事が「解釈自体が、規定がおかしいという前提であれば起訴できない。業界の一般的な捉え方も被疑会社よりであれば起訴できない。彼らの言い分も一理あると言うことだと起訴できない。」、「経産省が解釈を出すのが遅すぎて犯行当時、判断基準がなかったというのが通るのであれば起訴できない。」と発言したとす

る記載があることに基づき、■検事は、第1事件に係る本件公訴提起の直前に「経産省による法令解釈が曖昧で、業界に通用していなかった実態の報告を受けたにもかかわらず、その合理的な理由の説明を受けていなかった」(一審原告ら控訴理由書第2の5(4)ウ・83ないし86ページ)として、■検事が本件要件ハにつき経産省と同様の解釈を採用したことに合理的な根拠が欠如している旨主張する。

(イ) しかし、上記の一審原告の主張は、検事相談メモの一部の記載を殊更に取り出し、自己の主張に沿うべく都合のよい評価をしているにすぎない。

すなわち、まず、検事相談メモ(甲176の7)の記載をみると、第1事件の本件公訴提起に近い時期である令和2年3月24日の■検事の発言として、「社長は、条文そのものを読めば当たると供述している。」と一審原告大川原が構成要件該当性の客観面を争っていないことを前提とする記載がなされた後、「業界の常識でそう思っているといっているが、他にも当たらないと言っている人たちがいるとまざい。」、「業界の一般的な捉え方も被疑会社よりであれば起訴できない。」、「経産省が解釈を出すのが遅すぎて犯行当時、判断基準がなかったというのが通るのであれば起訴できない。」などと記載されており、記載から読み取れる■検事の問題意識は、本件噴霧乾燥器1につき客観的構成要件を充足することを前提として、一審原告大川原ら3名のその点についての認識、すなわち主観面の立証に向けられていたというべきである。

他方で、上記メモには、一審原告らが取り上げた「解釈自体が、規定がおかしいという前提であれば起訴できない」という記載部分もあるが、前記のような前後の記載ややりとり全体に表れている■検事の問題意識からすれば、当該記載部分に関してのみ、一審原告らが主張するよう

に構成要件の解釈（客観面）を問題視する指摘がなされたとするのはあまりに唐突であって、他の記載と同様、主観面の立証に関する指摘がなされたとみるのが自然である。

この点、上記検事相談メモ（甲176の7）と日時・相手方が共通しており、同じ事件相談について記載されていると思われる検事相談メモ（甲176の6）には、やりとりの結論として、「○今後の方針について」、「被疑者3人の供述が得られない以上、周りから認識を出していくしかない。」、「5 検事下命」、「・ 相嶋の本件・余罪の認識を出すため、会議の出席状況やメール分析等の、データ解析を進めてほしい。」と記載されており、ここから読み取れる要請事項が専ら一審原告大川原ら3名の主観面の立証に関するものとなっていることも、この相談において、専ら主観面の立証に関する指摘がなされていたとみると整合的である。

同様に、検事相談メモ（甲176の4）をみると、本件の引継ぎを受けて間もない時期である令和元年7月5日の■検事の発言として、「経産省の職員と被疑会社とのやりとりで、経産省は機械が該当となると把握していた訳なのに、申請が上がってこないことをおかしいと思わなかつたのか。そこも気になる。」との記載があるところ、同記載についても、これに引き続く「被疑者側からすれば、うちの機械が非該当（引用者注：「該当」の誤記と思われる。）というのは分かってたのに、なぜ何も言ってくれなかつたんだと言われかねない。」との記載と併せれば、■検事が本件噴霧乾燥器1の客観的構成要件該当性についてではなく、被疑者側における該当性の認識（故意）の立証に問題意識を持ち、このような指摘をしたとみるのが合理的である。

以上のとおり、仮に■検事への検事相談メモの記載を前提としたと

しても、■検事は、本件噴霧乾燥器1が客観的構成要件を充足することを前提として、主觀面の立証の問題を指摘したものとみるのが自然かつ合理的であって、これと異なる一審原告らの主張は、検事相談メモの一部の記載を殊更に取り出し、その内容について、都合のよい評価をしているにすぎないことは明らかである。

したがって、■検事への検事相談メモの内容は、■検事が本件要件ハにつき経産省の解釈と同様の解釈を採用したことの合理性に影響を与えるものではない。

なお、■検事は、本件省令の改正に伴う意見聴取等における一審原告大川原ら3名の言動に係る証拠（丙A70、72、77、78、83ないし95等）に加え、令和2年3月24日以降に実施した原告会社従業員や経産省担当者等の聴取結果（丙21、A17ないし21）も踏まえ、一審原告大川原ら3名の主觀面の立証は十分可能と判断し、公訴提起の判断に至ったものであることを付言する。

(4) 警視庁公安部が経産省に見解をねじ曲げさせたとの一審原告らの主張はおよそ想定し難いものであること

一審原告らは、警視庁公安部が「経産省に見解を捻じ曲げさせ」たとか（一審原告ら控訴理由書第1・9ページ）、「経産省は、本件要件ハ捜査機関解釈を受け入れ」、「態度を一変させた実際の理由は、平成30年2月8日の打合せで貿易管理課から語られたように、別件輸出の立件に向けた公安部の捜索差押えの横車を押すことにあり、公安部長が経産省上層部に「働きかけ」た結果として実現していた」として（同第2の3（3）・50ページ）、本件要件ハに係る経産省の解釈が、あたかも警視庁公安部により無理やり押し付けられたものであるかのような主張をする。

しかし、かかる主張は、警視庁の公安部長が経産省上層部に「働きかけ」

たなどという点において、一審原告らの推測の域を出ないものである上、そもそも本件要件ハの有権解釈権を有しているのは経産省であり、我が国における外為法等に係る施策を所管する経産省が本件要件ハの解釈について公的な見解を示すことによる他事案への波及効果や所管行政に与える影響等に鑑みれば、一都道府県警察の中の一検査部門にすぎない警視庁公安部から何らかの「働きかけ」があったとしても、中央官庁たる経産省が、その所管する外為法の規制要件に係る解釈を「捻じ曲げる」などということは、およそ想定し難いものである。

3 一審原告らの本件勾留請求及び本件に係る各勾留延長請求に係る前記主張は理由がないこと

- (1) 一審原告らは、前記1のとおり、「通常の判断能力を有する検察官であれば、上記いずれかの段階で、経産省が本件要件ハ検査機関解釈を採用するに至った根拠や、本件各噴霧乾燥器の該非判定に係る根拠につき、追加検査を行うべきと考えるには十分であった」にもかかわらず、[] 検事が、これらの追加検査を行わずに本件勾留請求及び本件に係る各勾留延長請求を行ったことについても違法である旨主張する（一審原告ら控訴理由書第2の5（1）及び（5）・76、77、86及び87ページ）。
- (2) しかし、一審被告国控訴理由書第2の3（1）（25ないし27ページ）で述べたとおり、検察官の勾留請求という職務行為の違法性判断基準については職務行為基準説が妥当し、勾留請求という公権力の行使に当たる検察官が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反した場合に初めて違法となるところ、検察官の勾留請求が国賠法上違法であると評価されるのは、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき検査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著し

く誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求がされた場合であることを要すると解すべきである（東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ参照）。

そして、一審被告国準備書面（5）第5（81ないし83ページ）並びに一審被告国控訴理由書第3の2（28ないし53ページ）及び4（67ないし71ページ）等で述べたとおり、■検事による第1事件はもとより第2事件についても、本件勾留請求の時点において、勾留の理由も必要性も認められたのであり、■検事において、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求をしたとはいえないから、国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。

(3) また、検察官の職務行為の違法性に係る判断基準である職務行為基準説は、検察官の勾留延長請求にも当てはまるものである。この点、刑訴法208条2項は、「裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて10日を超えることができない。」と規定するところ、最高裁判所昭和37年7月3日第三小法廷判決（民集16巻7号1408ページ）は、この「やむを得ない事由があると認めるとき」とは、「事件の複雑困難（被疑者もしくは被疑事実多数のほか、計算複雑、被疑者関係人らの供述又はその他の証拠のくいちがいが少からず、あるいは取調べを必要と見込まれる関係人、証拠物等多数の場合等）、あるいは証拠蒐集の遅延若しくは困難（重要と思料される参考人の病気、旅行、所在不明もしくは鑑定等に多くの日時を要すること）等により勾留期間を延長して更に取調べをするのでなければ起訴もし

くは不起訴の決定をすることが困難な場合をいうものと解するのが相当である」と判示する。そして、同判決は、「勾留期間延長の請求をする検察官（中略）が勾留期間の延長を相当とするには、すでに得られた諸資料のほかに更に検察官において証拠の蒐集取調べをするのでなければみだりに起訴もしくは不起訴の決定をなしえないと判断に立脚しなければならないところ、この判断は一の法律上の価値判断に帰する」ため、「かかる価値判断の過誤については、その過誤であることが明白である場合、換言すれば、通常の検察官（中略）であれば当時の状況下において当該被疑事件又は勾留期間延長請求事件の取調べなし決定判断に当つては何人も当時の勾留延長請求の資料に基づいては勾留延長の請求（中略）をしなかったであろうと考えられる場合に限り、国家賠償法1条1項にいう過失を認めることができるものと解するのを相当とする」と判示しており、上記判断基準は、検察官の勾留期間延長請求がその職務上の法的義務に違背するか否かという国賠法上の違法性の判断基準としても妥当するというべきである。

これを本件についてみると、本件の被疑事実は本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性という客観的構成要件該当性を前提に、被疑者である一審原告大川原ら3名の間の故意・共謀の有無等といった点が争われていた複雑困難な事案であり、第1事件による逮捕勾留後、一審原告大川原ら3名が否認なし黙秘に転じた上、一審原告会社従業員らが取調べに応じない非協力的态度に出るなどしたため、一審原告会社の元従業員や同業他社への取調べとともに一審原告会社の技術部門に所属する複数の従業員の取調べを実施する必要が生じるなどしており、上記「やむを得ない事由があると認めるとき」に該当することは明らかである。

これに対し、一審原告らは、本件において「やむを得ない事由があると認めるとき」に関する主張を何らしておらず、通常の検察官であれば、本件に

係る各勾留延長請求時において、何人も本件に係る各勾留延長請求の資料に基づいては勾留延長の請求をしなかったであろうと考えられる根拠についても、何も主張していない。

したがって、本件に係る各勾留延長請求についての国賠法上の違法は認められず、一審原告らの主張には理由がない。

4 小括

以上のとおり、[] 検事が本件要件ハに係る経産省の解釈と同様の解釈を採用して本件勾留請求、本件に係る各勾留延長請求及び本件公訴提起に至った判断が不合理であるとは認められないから、本件要件ハの解釈に関する一審原告らの主張は理由がない。

第3 本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性に関する一審原告らの主張について

1 一審原告らの主張の要旨（一審原告ら控訴理由書第3の4・103ないし109ページ）

一審原告らは、「[] 検事は、着任後 [] 検事から引継ぎを受けた際、経産省が、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関して、最低温箇所の点で懸念を明らかにしていたことを示す経産省捜査メモが [] 検事の前任の [] 検事に共有され、[] 検事もその内容を認識していた（少なくとも、容易に認識し得た）」ことから、「その立証に懸念があることを理解していた」上、第1事件に係る一審原告大川原らの逮捕後公訴提起前に行われた応援検事らによる一審原告会社従業員らの聴取の際、技術部門所属の従業員らから温度の上がりづらい箇所に係る具体的な指摘がなされたにもかかわらず、追加捜査を行わずに消極証拠を殊更無視して漫然と本件公訴提起に及んだものであるから、本件公訴提起は国賠法上違法である旨主張する（一審原告ら控訴理由書第3の4(4)・109ページ）。

2 一審原告らの主張は理由がないこと

(1) しかし、そもそも、本件公訴提起時までに████検事が現に収集した証拠は、一審被告国控訴理由書第3の2及び4（28ないし53ページ及び67ないし69ページ）のとおりであるところ、警視庁公安部が実施した温度測定実験結果や有識者による殺菌実験結果に不合理な点は見当たらなかった上（一審被告国控訴理由書第3の3（1）・54ないし56ページ）、これらの実験結果については、第1事件に係る本件公訴提起時までに、一審原告会社の噴霧乾燥器の構造をよく把握している同社元取締役や同業他社の設計・開発責任者等といった信用性の認められる第三者の供述（丙A22・5及び6ページ、丙A8・4及び5ページ）によっても裏づけられていたものである（一審被告国控訴理由書第3の3（2）・56及び57ページ）。

また、一審原告大川原ら3名は、第1事件に係る逮捕前から本件公訴提起時までを通して、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに当たらないとか、温度が上がりにくい箇所があるなどと主張することはなく、弁護人からもその旨の指摘はなかった。そのため、第1事件に係る本件公訴提起時において、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定は、第1事件の争点として顕在化していなかったものである（同（3）・57ないし59ページ）。

一方、一審原告会社従業員らが、応援検事に対し、温度の上がりづらい箇所がある旨を指摘をしたといつても、それは、体感的な感想を根拠とするものにとどまり、実験結果や客観的資料に基づく具体的な根拠をもって明確に指摘するものではなく、それ自体で直ちに警視庁公安部が実施した温度測定実験結果に疑惑を生じさせるものとはいえない難かった。また、一審原告会社従業員らは、当時、一審原告大川原ら3名の被用者ないし部下として現に従属関係にある者であり、強い利害関係を有していたため、その供述の信用性を判断するに当たり中立的な立場から供述することが困難であることを考慮す

る必要があった上、任意捜査段階の警視庁公安部の取調べ時における供述を変遷させたり、検事調べへの出頭を拒否したりしていたなどの供述経過等からしても信用性に疑問があるものであった。そのため、一審原告会社従業員らの供述は、警視庁公安部が実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難いものであった（同（4）・5ないし64ページ）。

このような第1事件に係る本件公訴提起時に検察官が現に収集していた証拠資料等及び捜査経過を前提にすれば、通常の検察官（法の予定する一般的な検察官）においても、第1事件に係る本件公訴提起時において、警視庁公安部が実施した温度測定実験に基づいて最低温箇所を特定したことには不合理な点は見当たらないと判断するものと解されることから、[] 検事が第1事件に係る本件公訴提起をしたことが不合理であったとは認められない。

また、第2事件に係る本件公訴提起についても、基本的な証拠関係は第1事件と同様であるところ、それに加えて、一審被告国控訴理由書第3の4で述べたとおり、第1事件に係る本件公訴提起の後に行った一審原告会社製の噴霧乾燥器のユーザーの取調べの結果、同ユーザーが同噴霧乾燥器により現に乾熱殺菌を行っていた旨の供述を得たこと（丙A 48・3及び4ページ）、一審原告会社エンジニアリング部に所属する従業員から本件噴霧乾燥器2の本件要件ハの客観的構成要件該当性を認める旨の供述を得ていたこと（丙A 47・8ページ）、一審原告会社の海外営業部に所属する従業員から平成25年当時の経産省のパブリックコメント募集に際し、一審原告大川原が監査役に対し修正意見の提出を依頼した状況に関する供述を得ていたこと（丙A 35・2ないし7ページ及び添付資料1ないし3）、一審原告大川原ら3名の供述内容に大きな変化はなく、むしろ一審原告大川原は本件噴霧乾燥器2の本件要件ハの客観的構成要件該当性を事実上認める供述をしていたこと（丙A 103）からすれば、やはり[] 検事が第2事件に係る本件公訴提起

をしたことについても、第1事件に係る本件公訴提起と同様、不合理であつたとは認められない。

(2) これに対し、一審原告らは、控訴審において新たに証拠提出した平成31年4月28日付けの検事相談メモ（甲176の2）において、■ 検事が、平成29年11月7日の警視庁公安部と経産省担当者の打合せの内容が記載されたとする経産省メモ（甲166の5）の内容に言及するかのような記載があることを根拠として、警視庁公安部と経産省担当者との打合せの内容は「遅くとも平成31年4月26日には経産省捜査メモを共有する方法で検察側に伝えられて」おり（一審原告ら控訴理由書第3の4(1)・103ページ）、■ 検事は経産省メモの内容を見ていたと主張する。その上で、一審原告らは、その他の経産省メモ（甲166の3及び10）において、経産省担当者が「噴霧乾燥器の場合、デッドポイントが数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は構造上、滅菌・殺菌ができないと主張してくる可能性もある」（甲166の3）、「温度のデッドポイント等々色々細かな疑問はある」（甲166の10）などと最低温箇所について懸念を示していた旨の記載があることを指摘し、「■ 検事は、■ 検事から引継ぎを受けていたから、上記経産省捜査メモの内容を把握し、少なくとも容易に把握し得た」（一審原告ら控訴理由書・第3の4(1)・104ページ）として、■ 検事が、第1事件に係る本件逮捕前から、最低温箇所の特定の問題について認識していた旨主張する。

しかし、経産省メモは、前記第2の2(2)及び(3)アのとおり、作成者及び入手経緯が不明である上、経産省担当者の関知しないところで警視庁公安部警察官により独自に作成されたと思われるものであって、その記載内容の正確性が全く担保されていないことから、経産省メモの存在自体から、直ちに、経産省メモにあるような内容の警視庁公安部警察官と経産省担当者と

の打合せがあったとは認められない。

また、この点をおき、仮に上記各経産省メモに記載された内容のやり取りがあったことを前提としたとしても、前記第2の2(3)ア(イ)で述べたとおり、所管行政庁が、具体的な事案における法令の解釈及び適用に関し、事業者や関係機関からの問合せや照会に対して回答するに当たり、その担当者において回答内容の信用性や妥当性が後々に訴訟等で問題になることも想定して、事業者や関係機関に対し、所管行政庁の公式見解とは必ずしも合致しない様々な考え方をあえて提示した上で、仮にそのような考え方を探った場合に顕在化する問題点について検討を求めることが、合理性があり、十分あり得ることである。そして、上記各経産省メモの記載によれば、一審原告らが指摘する部分には、「管理課の解釈（あくまで法規班補佐の個人的見解）では、今のところ「内部とは器械全部を指す」としており、そうなると噴霧乾燥器の場合、デッドポイントが数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は構造上、滅菌・殺菌ができないと主張してくる可能性もある。」（甲166の3）などと記載されているところ、同記載からすれば、経産省担当者は、担当者の個人的見解を前提にした場合、一審原告側が最低温箇所について主張してくる可能性があるという点に懸念を示したにすぎない。

この点、警視庁公安部は、当該打合せが行われたとされる平成29年10月27日以降、噴霧乾燥器の構造等に関する知見を有する████████の技術営業部本部長からの最低温箇所特定のために必要な測定箇所に係る聴取（丙A132）、同聴取結果を踏まえた本件噴霧乾燥器1の同型器を使用した最低温箇所特定のための温度測定実験（丙6）を行うなど、最低温箇所の特定を含めた捜査を行っているところ（一審被告国控訴理由書第3の3(1)・54ないし56ページ）、これらの捜査は、前記のような経産省担当者が示した懸念の解消に向けられたものとなっている。そして、経産省は、

それらの捜査結果を踏まえた上で、平成30年8月10日付け捜査関係事項照会回答（丙3）において、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当すると思われる旨の正式回答をしたものである。

そうすると、仮に上記経産省メモの内容を前提とし、経産省担当者が当初最低温箇所の点に懸念を示していたとみたとしても、当該懸念は、その後実施された警察による最低温箇所の特定を含めた捜査によって解消されたとみることができるのであるから、上記経産省メモの存在は、本件公訴提起に至った■検事の判断が不合理であることの根拠となるものではない。

なお、一審原告らが根拠とする平成31年4月28日付けの検事相談メモ（甲176の2）に、平成29年11月7日の打合せに係る経産省メモ（甲166の5）の内容に言及したと思しき記載があるとしても、このことから推認されるのは、■検事が最低温箇所の特定について一切触れられていない同メモ（甲166の5）を認識していた可能性があるということにとどまり、これ以外の一審原告らが指摘する経産省メモ（甲166の3及び10）についてまで■検事が認識していたことを裏付けるものでは全くないのであるから、■検事から本件を引き継いだ■検事が、第1事件に係る本件公訴提起時までに、これらのメモ（甲166の3及び10）を含む経産省メモ全てを認識していたなどというのは、一審原告らの憶測にすぎない。むしろ、一審原告らが提出した検事相談メモのうち、第1事件に係る本件公訴提起時までの警視庁公安部と■検事とのやり取りを記載したとされるもの（甲176の3ないし7）をみても、■検事が経産省メモの内容を認識・把握していたことをうかがわせる記載は全くない。

そうすると、仮に上記各経産省メモの内容を前提としても、■検事が、第1事件に係る本件逮捕前から、全ての経産省メモを認識しており、最低温箇所の特定の問題について認識していたとの一審原告らの主張には論理の飛

躍があるというべきであるから、この点も付言しておく。

(3) 次に、一審原告らは、第1事件に係る本件逮捕後の一審原告会社従業員らの取調べにおいて、同人らが温度の上がりづらい箇所に係る具体的な指摘をしていたにもかかわらず、[REDACTED]検事が一審原告会社従業員らの供述を無視して追加捜査を行わなかった旨主張する。

しかし、一審原告会社従業員らの供述は、前記(1)のとおり、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難かった。

すなわち、まず、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果については、噴霧乾燥器の構造等に関する知見を有する[REDACTED]の技術営業部本部長から、乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室が高温になりやすく、乾燥室から装置末端に行くにつれ、噴霧乾燥器内部の温度が下がっていくことや熱風が上昇する特性があることなどを踏まえ、「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接続部分」の温度を測定すれば最低温箇所を特定できる旨、客観的かつ具体的な理由が付された説明を受けた上、これに基づき、本件噴霧乾燥器1と同型の噴霧乾燥器を用いて、上記3箇所に加え、周辺部位7箇所を含めた合計10箇所の温度を測定する実験を行い、実際に、上記技術営業部本部長の説明どおりの温度計測結果が得られたことを踏まえて、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したものであり、その経過は合理的なものであったと認められる(一審被告国控訴理由書第3の3(1)ア・54及び55ページ)。

そして、この最低温箇所の特定結果は、第1事件に係る本件公訴提起時までに、一審原告会社の噴霧乾燥器の構造をよく把握している同社元取締役や同業他社の設計・開発責任者等といった信用性の認められる第三者の供述によつても裏付けられていた(一審被告国控訴理由書第3の3(2)・56及び

57ページ)。

これに対して、一審原告大川原ら3名は、第1事件に係る本件逮捕前から本件公訴提起時までを通して、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに当たらないとか、温度が上がりにくい箇所があるなどと主張しておらず、弁護人からもその旨の指摘はなく、第1事件に係る本件公訴提起時において、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定の問題は、第1事件の争点として顕在化していなかったところ(一審被告国控訴理由書第3の3(3)・57ないし59ページ)、一審原告会社従業員らの温度の上がりづらい箇所がある旨の供述は、いずれも体感的な感想を根拠とするものにとどまり、実験結果や客観的資料に基づく具体的な根拠をもって明確に指摘するものではなく、一審原告会社従業員らが、当時、一審原告大川原ら3名の被用者ないし部下として現に従属関係にあったことや、任意捜査段階の警視庁公安部の取調べ時における供述を変遷させたり、検事調べへの出頭要請を拒否したりしていたなどの供述経過等からしても信用性に欠けると解されるものであったことからすれば、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑惑を生じさせるものとは言い難いものであった(一審被告国控訴理由書第3の3(4)・59ないし64ページ)。

したがって、上記一審原告会社従業員らの供述があるとしても、■検事が、公訴提起の可否を判断する上で再度の温度測定実験が必要不可欠ではないと判断したことは不合理とはいえないであり、■検事が第1事件に係る本件公訴提起時において現に収集していた証拠資料のみでも本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの客観的構成要件該当性を立証し得ると判断した上で、再度の温度測定実験を実施せずに第1事件に係る本件公訴提起をしたことは、有罪判決を期待し得る合理的根拠を欠くものとはいえず、検察官の公訴提起が国賠法上違法とされる程度、すなわち、通常の検察官(法の予定する一般的な検察官)を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅

を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らしてその合理性を認めることができない程度に達しているとは到底認められない。

3 小括

以上のとおり、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するとして本件公訴提起に至った [] 檢事の判断は不合理とは認められないので、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性に関する一審原告らの主張は理由がない。

第4 損害額に関する一審原告の主張について

1 はじめに

一審原告らは、一審原告会社の損害として、報道による信用毀損（2000万円）、一審原告大川原らが身柄拘束を受けたことにより、役務提供を受けることができなかった期間に同人らに支払った報酬（4401万9395円）、一審原告会社の実験に係る費用（2073万5843円）、刑事弁護費用（1億2642万7999円）及び訴訟代理人費用（2111万8323円）を主張する（一審原告控訴理由書第4の7・120ないし124ページ）。

しかし、[] 檢事による本件勾留請求、本件に係る各勾留請求及び本件公訴提起は国賠法1条1項の適用上違法とは認められないから、一審被告国は一審原告らに対して損害賠償義務を負わない。

この点をおくとしても、一審原告らの損害に関する主張は過大である。

2 刑事弁護費用全額が損害であると認めることはできないこと

(1) 国賠法1条1項の損害は、違法行為と相当因果関係が認められる範囲に限られるところ、一審原告らは、一審原告会社が高田弁護士らに実際に支払った刑事弁護費用全額を一審原告会社の損害として主張している（一審原告控訴理由書第4の7(4)・123及び124ページ）。

(2) この点、一審被告国が一審被告国控訴理由書第5の2（86及び87ペー

ジ)で主張したとおり、不法行為や行政手続の違法行為により訴訟の提起及び追行を余儀なくされた場合においては、その訴訟の提起及び追行のために支出した弁護士費用のうち、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲内の費用は、当該不法行為又は違法行為と相当因果関係のある損害と解されている（最高裁昭和44年2月27日第一小法廷判決・民集23巻2号441ページ、最高裁昭和44年3月6日第一小法廷判決・集民94号543ページ）。そして、刑事事件についても、検察官による勾留請求、勾留延長請求、公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法である場合には、当該刑事事件の防御活動のために支出した弁護士費用のうち、事案の難易その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲内の費用は、当該違法行為と相当因果関係のある損害と解される。換言すれば、当該刑事事件の防御活動のために実際に支出した弁護士費用であっても、事案の難易その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲を超える費用については、当該違法行為と相当因果関係のある損害ではないというべきである。このことは、交通事故により傷害を受けた被害者の治療費が問題となつた場合に「一般に、治療費については、被害者が交通事故により受けた傷害の具体的な内容・程度に照らし、症状が固定するまでに行われた必要かつ相当な治療行為の費用であれば、事故と相当因果関係のある損害として、その賠償が認められる」ものの、「赤い本では（中略）「必要性、相当性がないときは、過剰診療、高額診療として、否定されることがある。（中略）高額診療とは、診療行為に対する報酬額が、特段の事由がないにも拘わらず、社会一般の診療費水準に比して著しく高額な場合をいう。」とされている」（佐久間邦夫ら編「リーガル・プログレッシブ・シリーズ 交通損害関係訴訟〔補訂版〕」124及び125ページ）とされ、また、交通事故による損害賠償請求における弁護士費用について「弁護士費用は、原告と弁護士との間の契

約上の報酬額がそのまま認められるわけではなく、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情をしんしゃくして相当と認められる額の範囲内のものに限り、不法行為と相当因果関係に立つ損害として認められる」（同113ページ）とされていることからもいえる。

本件において、一審原告会社は、私選弁護人として本件各事件に係る一審原告会社及び一審原告大川原ら3名の刑事弁護を高田弁護士らに依頼しているところ、私選弁護人の弁護士費用については、一般的に、既に廃止されているものの日本弁護士連合会弁護士報酬基準や各単位弁護士会の報酬会規を参考にして、弁護士あるいは弁護士法人が報酬基準を定めていることが多いといわれている。そして、従前の日本弁護士連合会弁護士報酬基準においては、事案簡明な事件（特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係が争いがない事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件をいう。以下同じ。）以外の刑事事件については、起訴前及び起訴後の着手金はそれぞれ20万円から50万円の範囲内の一定額以上、報酬金は無罪となった場合50万円を最低額とする一定額以上とされている（丙49）。また、高田弁護士が所属する第二東京弁護士会においても、既に廃止されてはいるものの報酬会規があり、これによれば、事案簡明な事件以外の刑事事件については、起訴前及び起訴後の着手金はそれぞれ50万円以上、報酬金は無罪となった場合60万円以上とされていた。

本件各事件については、事案の難易度が高く、訴訟記録が膨大であったと認められるから、防御活動に必要な経費も含めると、刑事弁護費用として、前記の日本弁護士連合会弁護士報酬基準等で明示されている金額よりも高額になることは、一審被告国として必ずしも否定するものではないが、本件訴

訟に提出された証拠（甲125の1ないし126の17、甲177ないし179の3）をみても、1億2642万7999円もの多額の刑事弁護費用を要した理由は不明であり、本件各事件に係る事案の難易その他諸般の事情を斟酌しても、相当と認められる範囲を超える費用が含まれている可能性がある。

したがって、一審原告会社の損害として主張する刑事弁護費用のうちの一部については、本件各事件に係る違法行為と相当因果関係のある損害であることに疑義がある。

3 一審原告らは、一審被告国に対する関係では相当因果関係のない損害まで主張していること

前記2のとおり、一審原告会社の損害として主張する刑事弁護費用のうちの一部については、本件各事件に係る違法行為と相当因果関係のある損害であることに疑義があるが、その点をおくとしても、仮に原判決のとおり、[] 檢事による第1事件に係る本件公訴提起及び第2事件に係る勾留請求及び本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法と評価された場合、一審原告が一審原告大川原らに支払った報酬や一審原告会社が支払った刑事弁護費用のうち、一審被告国の違法行為と相当因果関係が認められる損害は、第1事件に係る本件公訴提起が行われた令和2年3月31日以降に生じたものに限られるというべきである。

したがって、刑事弁護費用のうち、第1事件に係る本件公訴提起より前に生じたものについては、一審被告国との違法行為と相当因果関係は認められない。

また、一審原告らは、本件各報道（甲113の1ないし114の6）が一審原告会社の信用毀損に直結するものであると主張するところ、本件各報道の中には一審被告国との違法行為とは関係のない第1事件に係る本件逮捕のみの報道も含まれている（甲113の1ないし4）。そうすると、一審原告会社の信用

毀損による損害として主張する中には、第1事件に係る本件逮捕のみによって生じた損害も含まれているというべきである。

したがって、一審原告会社の信用毀損による損害の一部についても、一審被告国の違法行為と相当因果関係は認められない。

4 亡相嶋及び一審原告 [REDACTED] の精神的損害について

(1) 一審原告らは、「改めて亡相嶋に関する事実経過を主張し、亡相嶋らの精神的苦痛が甚大であったことを述べる。」(一審原告ら控訴理由書第4の2 (1)・111ページ)とし、そして、亡相嶋が令和2年9月25日に貧血症状を発症し、同年10月7日に胃がんであることが判明し、亡相嶋が令和3年2月7日に死亡するまでの経緯について述べる中で、「亡相嶋及び弁護人は、再三にわたって東京拘置所に対して転医ないし治療開始を求めたが(甲46～甲50)、東京拘置所及び東京拘置所病院の医師は、対症療法としての輸血を行うのみで、今後の方針や転医予定など、必要な説明を行うことすらしなかった。」(同第4の2 (3)・111ページ)という点を挙げた上で、この点を含む「事実経過を最大限斟酌」して慰謝料を評価する必要がある旨主張する(同第4の2・110ないし113ページ)。

(2) 一審原告らが、上記の点を挙げた趣旨は必ずしも判然としないが、仮に、一審原告らにおいて、慰謝料算定の考慮要素として、東京拘置所の医師に治療義務違反、転医義務違反及び説明義務違反があったことを主張するために、上記の点を挙げたのであれば、上記の点に関して原告らが主張する精神的苦痛は、本件では損害と評価すべきものではないから、一審原告らの主張は理由がない。

すなわち、一審原告らは、原審において、一審原告らの令和4年6月30日付け第3準備書面を提出し、同準備書面において、本件公訴提起後に東京拘置所において未決拘禁者として収容されていた亡相嶋が進行胃がんで死亡

したことにつき、東京拘置所の職員である医師に、治療義務違反、転医義務違反及び説明義務違反があり、これにより、亡相嶋が適切な医療行為を受ける権利ないし法的利益を侵害されたこと、亡相嶋が上記各義務違反により適切な時期に適切な検査及び治療を実施できる医療機関に転医できず、勾留中に適切な治療すら受けられず、かつ必要な説明も受けることができなかつたなどと記載した。しかし、一審原告らは、原審における令和4年7月13日の第4回口頭弁論期日において、裁判長の訴訟指揮に従い、上記準備書面を陳述しないこととした上で、一審原告 [REDACTED]、同 [REDACTED] 及び同 [REDACTED]（以下「一審原告 [REDACTED] ら」という。）は、上記準備書面記載の主張と同様の主張に基づき、本件訴訟とは別に、国を被告として、国に対し、国賠法1条1項に基づいて慰謝料等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。これに対し、東京地裁は、令和6年3月21日、東京拘置所の医師による亡相嶋に対して講じた各種検査の結果を踏まえた医療的措置を含む対応等について、治療義務違反、転医義務違反及び説明義務違反はいずれも認められず、違法な行為があったとはいえないから、国に国賠法1条1項に基づく損害賠償責任は成立しないとして、一審原告 [REDACTED] らの請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した（丙50）。一審原告 [REDACTED] らは、同判決を不服として、同年4月4日付けで控訴し、訴訟が係属中である。そうすると、本件において、一審原告らは、東京拘置所の医師に治療義務違反、転医義務違反及び説明義務違反があったことを主張して慰謝料を請求することはできないというべきである（民訴法142条参照）。

第5 結語

以上のとおり、一審原告らの一審被告国に対する本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

2024年5月29日 16時30分

東京法務局 調査部

NO. 3770 P. 36

以 上